

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：下水道事業費

事業名 流域別下水道整備総合計画策定調査費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部下水道課公共下水道係 電話番号：058-272-1111 (内3 1 5 6)

E-mail: c11663@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 14,503千円 (前年度予算額：0千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	14,503	7,242	0	0	0	0	0	0	7,261
決定額	13,000	6,491	0	0	0	0	0	0	6,509

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

下水道事業として、公共用水域の水質環境基準の達成維持のため、木曾川・長良川、揖斐川、庄内川流域における下水道整備の総合的な基本計画を策定する。現在、当該3流総計画の計画期間は令和7年度までであり、個々の下水道計画を流総計画に適合させる必要があるため、計画見直しに向けて継続して調査する必要がある。

(2) 事業内容

当該流域における下水道整備の基本計画を策定することにより、下水道事業として河川及び伊勢湾の水質環境保全に寄与する。

(3) 県負担・補助率の考え方

国庫補助率 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅 費	18	国検討委員会
委託料	14,485	業務委託
合計	14,503	

決定額の考え方

過去の事例を参考に所要額を計上します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

下水道計画の上位計画である流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）は、公共用水域の水質環境基準の類型指定がなされている水域において、水質環境基準の達成維持のため、下水道法第2条の2に基づき、それぞれの公共用水域の下水道整備における総合的な基本計画として策定するものである。県内自治体の下水道計画の基となり、本計画に基づく下水道整備により河川流域をはじめとする県内の自然環境と生態系の保全に資するものとなり、自治体 SDGs の推進として、岐阜県が掲げる美しい清流の保全に繋がる。

(2) 国・他県の状況

国・他県で策定予定

(3) 後年度の財政負担

令和4年度以降 継続実施予定

(4) 事業主体及びその妥当性

岐阜県:公共用水域の水質の汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるものである場合、県が策定する。(下水道法第2条の2)

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 令和5年度までに、流総計画を策定し、公共用水域の水質環境基準の達成維持につなげる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

本事業は5ヵ年で実施する計画策定事業であり、指標設定に適さない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

（事業の評価）

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）
 ○：必要性が高い △：必要性が低い

（評価）	公共用水域の水質環境基準の類型指定がなされている水域において、水質環境基準の達成維持のため、下水道法第2条の2に基
○	

	づき、それぞれの公共用水域の下水道整備における総合的な基本計画として流総計画を策定する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） <ul style="list-style-type: none"> ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流総計画は、水質環境基準の達成維持のために、県が必ず定めなければならない、下水道整備のマスタープランとして位置づけられており、この流総計画が策定されている地域では、当該計画に基づき個々の下水道計画を作成する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） <ul style="list-style-type: none"> ○：効率化は図られている △：向上の余地がある
(評価)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3流総計画同時に見直しを進めることにより、委託予算の削減や各流域間での考え方をより効率的に統一することが可能。また、有識者会議を開催し、学識者等からの意見を踏まえて、より実態に則した計画策定が可能である。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>国土交通省を主とした関係機関との協議に時間を要することが見込まれるため、適宜スケジュールの進捗管理が必要となる。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>この調査業務は、基礎データが多岐に渡るに加え、データより解析を行い将来の見通しを高い精度で予測しなければならないため、解析作業に多大な時間を要することとなる。このため、委託により令和元年からの5年間で計画（案）を作成し、関係機関との協議を経て、策定を行う。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	